

参考資料

- 1 成果指標の達成状況表
- 2 プラン策定までの経過
- 3 秦野市食育推進委員会規則
- 4 秦野市食育推進委員会委員名簿
- 5 秦野市食育推進庁内会議設置要領
- 6 用語解説

1 成果指標の達成状況表(平成24年11月～27年度まで)

評価区分

- A:達成できた
- B:概ね達成できた
- C:達成には至らなかったが、目標に向け取組中

| No. | 施策の方向性 | 指標名 | 目標値 (27年度) | 策定時 (H22) | H25 (最終年度) | H26 (最終年度) | 評価 | 該当調査、主管課等 | 評価理由、今後の方針 | 目標値設定の考え方 |
|-----------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|---------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標1: 楽しく食べて健康ならだをつくります～生涯学習の推進～ | | | | | | | | | | |
| ①朝食食生活の割合 | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) 規則正しい食習慣の向上 | 3歳児 小学生 中学生 | 0% | 3.5% | 3.5% | 3.3% | C | 平成24年度3歳6か月児健康診査問診票集計(健康づくり課、親子健康担当) 平成26年度全国学力学習状況調査(教育指導課) 平成26年度全国学力学習状況調査(教育指導課) | 2歳児健康診査の食育を受けた子どもが3歳6か月児健康診査を受けるのは、26年度後半からになるため、今後も引き続き食育を実施し、効果を検証する。 目標値0%に向け、今後も引き続き長期に取り組む必要性がある。 目標値0%に向け、今後も引き続き長期に取り組む必要性がある。 | 養育市乳幼児健康診査の間診項目「国の第2次食育基本計画の目標値(現状値)」 国の第2次食育基本計画の目標値(現状値) 全国学力学習状況調査により、経年的に評価できる項目とした。国の第2次食育基本計画の目標値(現状値) 全国学力学習状況調査により、経年的に評価できる項目とした。国の第2次食育基本計画の目標値(現状値) 全国学力学習状況調査により、経年的に評価できる項目とした。国の第2次食育基本計画の目標値(現状値) |
| 2 | (2) 栄養バランスをそろえた食事をとる人の割合を増加 | 20歳代～30歳代男性 | 80.0% | 72.2% | 63.3% | C | 平成27年度市民Webアンケート調査(健康づくり課、親子健康担当) | すぐに効果が出ることは考えづらいが、養育市Webアンケートにより最終年度の目標値として、全くと食育しない人の割合の割合で、20歳代の割合が特に減少した。目標値を10%以下とする。 | 国の第2次食育基本計画の目標値は、20～30歳代男性の食育(現状値)27.2%→全くと食育しない15%以下であるが、現状値が目標値に達しているため、10%以下とした。 国の目標値は、栄養バランス等に配慮した食生活を営んでいる国民の割合の増加(現状値)50.2%→80%以上 | |
| 3 | (2) 食を通じて健康意識の向上 | ①BMIの区分が正常な人の割合 ②低出生体重児の出生割合 | 増加 減少 | 男性70.0% 女性69.1% | 男性70.0% 女性68.8% (H25) | 男性70.0% 女性68.8% (H25) | C | 平成25年度養育市健康診査結果(健康づくり課、成人健康担当) 平成26年度人口動態調査(健康づくり課、親子健康担当) | より客観的な養育市の健康診査の身体計測からの評価のため、直近値は前々年度とする。女性には策定時の値よりも、BMIの数値「正常」の区分の割合が増加。より具体的な目標値設定が必要。 次世代の健康を守るために、国の健康や親子への指標を採用している。一見減少傾向にも見られたが、全国、神奈川県ともに横ばいとなった。 | 国の目標値は、メタボリックシンドロームの予防等の適切な食事、運動を継続的に実践している国民の割合の増加→通上。目標値を見直し、男性75%、女性70%を目標値とした。 |
| 4 | (3) 食品の安全性の確保 | 食品を運ぶとき、安全性を意識し購入する人の割合 | 90%以上 | 59.0% | 32.8%※ | C | 平成27年度市民Webアンケート調査(健康づくり課、親子健康担当) | ※当初の回答が複数回答だったが、より精度を高めるため、単一回答を求めた。安全性を意識し購入する人は、3割にとどまった。引き続き働きかけが必要。 | すぐに効果が出ることは考えづらいが、養育市Webアンケートにより最終年度の目標値として、国の目標値は、食品の安全性に関する基礎的知識を持っている国民の割合の増加(現状値)37.4%→90%以上 | |
| 基本目標2: 食の大切さを実感し、豊かな暮らしを育みます～共食の推進～ | | | | | | | | | | |
| 6 | (1) 食を通じてコミュニケーションの確保 | 家族の人と普段、一緒に食事をしていいる小・中学生の割合 | 80.0% | 59.8% | 62.8% (H25) | C | 平成25年度全国学力学習状況調査(教育指導課) | 全国学力学習状況調査により、経年的に評価できる指標としていたが、他の項目の増加により、26年度調査の項目には入らなかった。最終評価を平成25年度の82.8%とする。 | 国の目標値は、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる(共食)の回数の増加(現状値)朝食10.4%→週平均9回→10回以上、今後も、共食の認知度を目標値とし、健康や事業アンケートを実施する。 | |
| 7 | (2) 食に関する様々な体験の充実 | 学校給食における地場産物を使用する割合 | 33.0% | 30.6% | 31.5% | B | 平成26年度神奈川県学校給食調査(学校給食課、はたの都市農業支援センター) | 神奈川県への報告及び養育市都市農業振興計画の指標でもあるため、経年的に評価できる指標とした。天候による食物の収穫、作柄も良かったため、すぐに効果が出ることは考えづらいが、養育市Webアンケートにより最終年度の目標値として、目標値の90%増やすことは、様々な事業の最終目標にも通じ、重要である。 | 学校給食における地場産物を使用する割合の増加(現状値)26.1%→(目標値)30%以上 学校給食における国産の食材を使用する割合の増加(現状値)77%→(目標値)80%以上 | |
| 8 | (3) 食の伝統技術や文化の継承 | 食育に関心がある人の割合 | 90%以上 | 73.5% | 74.7% | B | 平成27年度市民Webアンケート調査(健康づくり課、親子健康担当) | 食育に関心を持っている国民の割合の増加(現状値)70.5%→(目標値)90%以上 | 食育に関心を持っている国民の割合の増加(現状値)70.5%→(目標値)90%以上 | |
| 基本目標3: 自然を大切に、活力ある暮らしをみんなでつくります～食でつながる～ | | | | | | | | | | |
| 9 | (1) 地産地消の推進 | 観光農業など体験型農業の実施事業数 | 48事業 | 27事業 (20年度) | 66事業 | 63事業 | A | 養育市都市農業振興計画調査(はたの都市農業支援センター) | 養育市都市農業振興計画指標、経年的に評価できる指標とした。観光農業等、実施事業数が増加。今後も引き続き実施事業数の確保が必要。 | 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加(現状値)27%→(目標値)30%以上、出典計画の指標が変更となったため、今後は観光農業などの体験型農業の参加区画数に変更する。 |
| 10 | (2) 食料生産における環境への配慮 | ①市民1人1日あたりのごみ排出量(資源物を除く) ②学校給食の残食率 | 613g 5.0% | 671.9g 5.4% | 698.3g 4.2% | 689.0g 3.7% | B A | 養育市ごみ処理基本計画(環境資源対策課) 平成26年度神奈川県学校給食報告書における残食率(学校給食課) | 養育市ごみ処理基本計画の指標でもあり、経年的に評価できる指標とした。策定時より17.1gの増加だが、600台の数を維持している。 全13小中学校の平均残食率、神奈川県への報告事項にもあるため、経年的に評価できる指標とした。食育の観点から、給食の役割を考えると、目標値への配慮が必要。 | 市民一人1日あたりのごみの排出量を減らす→613g(参考:環境省発表の1人1日あたりごみ排出量(平成25年度実績))は、全国平均で807g 学校給食では茶葉面及び食育の観点から、子供の苦味な料理を提供する必要もあるため、神奈川県内の小中学校給食における残食率の目標値5%以内を目標値とし、今後もバランスのとれた給食の提供を目指します。 |
| 12 | (3) 食育を担う人材の確保・育成・ネットワークづくりの推進 | 食育を担うボランティアの活動回数 | 835回 | 831回 | 1234回 | 986回 | A | 平成26年度食生活改善活動実績数(健康づくり課、成人健康担当) | 活動の充実を図るため、活動回数を目標とした。活動数は減少しているが、活動回数を維持している。目標値の変更が必要。 | 食育の推進に貢献するボランティアの数の増加(現状値)34.5万人→(目標値)37万人以上。活動回数(現状値)1,000回とした。 |
| 評価結果 | | | | | | | | | | |
| A:達成できた | | | | | | | | | | |
| B:概ね達成できた | | | | | | | | | | |
| C:達成には至らなかったが、目標に向け取組中 | | | | | | | | | | |

第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）策定までの経過

1 秦野市食育推進委員会

| 日 程 | | 内 容 |
|---------------|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 平成26年度 第1回 | 平成27年 3月17日 | はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）の達成状況について今後のスケジュール |
| 平成27年度 第1回 | 平成27年 8月5日 | はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）の最終評価について第2次食育プランの骨子案について、今後のスケジュール |
| | 平成27年 12月 | 第2次はだの生涯元気プラン[秦野市食育推進計画]（素案）への御意見の聴取、御意見の反映（12月22日～平成28年1月12日まで） |
| 第2回 | 平成28年 3月15日 | 第2次はだの生涯元気プラン [秦野市食育推進計画]（案）について今後のスケジュール等 |

※秦野市食育推進庁内会議の開催は、平成26年度1回、平成27年度2回、その他庁内メールにて照会回答等

2 第2次はだの生涯元気プラン[秦野市食育推進計画]（案）のパブリック・コメント実施結果

(1) 意見募集期間

平成28年1月16日（土）～平成28年2月15日（月）

(2) 意見の件数 30 件

ア 市民から 11 件

イ 議会から 19 件

(3) 意見内容の内訳

| 項 目 | 件 数 |
|----------------------------|-----|
| 素案全体に関する事項 | 1件 |
| 第1章 プランの策定にあたって | 0件 |
| 第2章 本市の食に関する特色 | 2件 |
| 第3章 本市の食を取り巻く現状 | 8件 |
| 第4章 プランの基本的な考え方 | 5件 |
| 第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策〈機関別〉 | 12件 |
| 第6章 ライフステージ別の取組み〈個人の取組み〉 | 1件 |
| 第7章 プランの推進体制 | 0件 |
| 参考資料等 | 1件 |

秦野市食育推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条で設置する秦野市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、15 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 教育関係職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、食育推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秦野市食育推進委員会委員名簿

| No. | 団体名 | 役職 | 氏名 |
|-----|-------------------------|-------------|-------|
| 1 | 秦野市食生活改善推進団体 | 会長 | 小澤 美代 |
| 2 | 秦野市 農業協同組合 | 常務理事 | 村上 浩行 |
| 3 | 秦野 商工会議所 | 観光飲食部会副部長 | 柳川 清紀 |
| 4 | 秦野伊勢原 食品衛生協会 | 会長 | 川口 浩太 |
| 5 | 一般社団法人 秦野伊勢原医師会 | 理事 | 堀 義裕 |
| 6 | 一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会 | 理事 | 加藤 重直 |
| 7 | 神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター | 保健福祉課 課長 | 麻生 由美 |
| 8 | 秦野市立 中学校長会 | 校長 | 大塚 敦 |
| 9 | 秦野市立 小学校長会 | 校長 | 竹野 吉信 |
| 10 | 秦野市小学校 栄養教諭 | 栄養教諭 | 高橋 節子 |
| 11 | 秦野市学校保健会 養護教諭 | 養護教諭 | 石岡 令枝 |
| 12 | 秦野市立 幼稚園長会 | 園長 | 小泉 洋子 |
| 13 | 秦野市立 保育園長会 | 園長 | 大島比左美 |
| 14 | 学識経験者 神奈川工科大学 | 教授 | 松月 弘恵 |
| 15 | 公募市民 | | 伊藤 信子 |

秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の策定、改定、進行管理及び情報収集等、必要と思われる事項に関すること。
- (2) 本市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部健康づくり課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表

| | | |
|-----|--------|------------------|
| 座 長 | こども健康部 | 健康づくり課長 |
| 副座長 | 環境産業部 | 農産課長（都市農業支援センター） |
| | 教育部 | 学校教育課長 |
| 委 員 | 政策部 | 企画課長 |
| | くらし安心部 | 市民自治振興課長 |
| | | 広聴相談課長 |
| | 福祉部 | 高齢介護課長 |
| | こども健康部 | 保育こども園課長 |
| | 環境産業部 | 環境資源対策課長 |
| | | 環境保全課長 |
| | | 産業政策課長 |
| | 教育部 | 教育総務課長 |
| | | 教育指導課長 |
| | | 生涯学習課長 |

6 用語解説

あ行

○栄養教諭 P 1 2

食に関する指導と学校給食の管理を一元的に行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う者として、平成17年度に文部科学省で創設されました。

か行

○神奈川県衛生統計年報 P 2 7、図 3-17

厚生労働省が行う人口動態調査（出生・死亡・婚姻・離婚・死産等）を中心とした各種保健統計の神奈川県内について取りまとめたものです。

○かながわ健康チャレンジご当地体操フェスティバル P 1 6 図

神奈川県では、「健康づくりに向けた体操推進運動」を県民運動として進めるため、各部署のイベントに参加して体操を実施し、運動の普及啓発を行っています。2015年には、秦野で開催されました。

○噛ミング30運動（カミングサンマル） P 4 7

厚生労働省では、ひと口30回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミング30」を提唱しています。十分に歯・口を使う「食べ方」を通じて健康増進を図ろうというものです。

○学校給食法 P 1 0

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定める法律。また、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする法律。

○教育ファーム P 6 4

「体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上行うこと」と定義されています。子どもから大人まで生産者の指導のもと、「種まきから収穫まで」の一連の農作業を体験します。

○共食 P 26

共食とは、一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする事です。摂取量を増やすことができ、食わず嫌いを克服するステップにもなります。家族との共食は子どもの食の発達にきわめて重要な役割を果たしています。

○国の第二次食育推進基本計画 P 40

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）第 16 条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成、平成 18 年 3 月に最初の計画を策定（平成 18 年度から 22 年度まで）、今回は平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間について定める。

（コンセプト）「周知」から「実践」へ

「第 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進、がある。

○健康寿命 P 66

WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から病気や認知症などによる介護期間を差し引いた、健康で活動的な期間のことをいいます。

○県人会活動 P 53

平成 19 年に市内で初めて設立された「長野県人会」をはじめ、続々と各県人会が設立されました。平成 21 年 5 月には各県人会の活性化並びに相互の連携強化、新たな地域コミュニティの確立を目的として、14 県人会が参加し「秦野市県人会連合会」が設立されました。「たばこ祭り」「市民の日」などでは、各県人会ブースが設置され、物産品等が販売されています。また、「秦野市県人会のつどい」では、郷土の芸能が披露されるなど“お国自慢”が繰り広げられています。

○国際理解講座 P 53

市内に住む外国人と秦野市民との相互理解と親善交流を促進するため、秦野市国際交流協会が開催している講座です。その国の言語や文化、料理等に触れることで外国の理解を深めています。

○孤食 P 2 5

孤食（こしょく）とは一人で食事を取ることです。特に食事の際に孤独を感じてしまう「寂しい食事」のことです。

さ行

○里地里山保全活動 P 3 4

里山保全活動の内容は、森林内の下草刈り、間伐（木の伐採）、枝打ち、落ち葉かきなどです。実施するときれいで健康な森林になります。健康な森林は、生き物の活動も盛んなので、水をたくさんたくわえることができます。

○残食率 P 4 2

残食率は、出席した人数分の給食の提供量に対する、食べられずに残された給食の量の割合を言います。

$$\text{残食率(\%)} = \frac{\{\text{残食量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}{\{\text{提供量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}$$

○19日は食育の日の由来 P 3 7

- ・食育の「育（いく）」という言葉が、「19」という数字を連想するため。
- ・食育の「食」という言葉を数字で表すと、「しょ⇒初⇒1・く⇒9」であり、「19」を連想するため。
- ・国の第1回食育推進会議が平成17年10月19日に開催したこと。

○市民Web アンケート P 4 0 表 1

行政サービスの向上と市民の皆さんの行政に対する意識向上、調査のための基礎資料を得るため、インターネットを利用したアンケートを実施しています。市内の年齢構成比、性別、地区、人口構成の代表性を担保した調査として行ってきています。統計上、全体の傾向を推測する場合、どの程度傾向のずれが生じるかを区間推定法によって算出した時に、400というサンプル

数を確保すれば95%の信頼性が得られるとされています。市民の皆さんの傾向を知り得る信頼できる調査です。

○市民農園 P 58

都市部の市民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・農協・農家・NPO法人などから借りる小規模の畑を指します。

○JAはだのじばさんず P 9

JAはだのが運営するファーマーズマーケットであり、農産物直売所です。県内最大規模の売り場に、約 740 軒の農家から出荷された、豊富な新鮮野菜が揃っています。朝採りの野菜コーナー、秦野特産物のさくら漬けや峠漬け、みのげのフキを使ったキャラブキ、農家の昔ながらの加工品、草花、鉢物まで品数が豊富です。環境保全型農業の推進に取り組んでいます。

○食生活改善推進員（愛称：ヘルスマイト） P 59

「おいしく楽しく健康に」「私たちの健康は、私たちの手で！」をスローガンに、各地域で食を通じた健康づくりを広めるボランティアです。食生活改善推進員になるには、市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受けることが必要です。その講座の修了生が、市単位の食生活改善推進団体に入会し、食育活動を行っています。

○食に関する指導の全体計画 P 11

国の食育推進基本計画においても、「学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、学校長のリーダーシップのもとに関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。」と、各学校での全体計画の作成の必要性を掲げています。

○生活習慣病胎児期発症説 P 27

低栄養の子宮内で発育すると、小さく生まれ、生活習慣病が起こりやすい体質がつくられるという説

【腎臓のネフロン、糸球体数 生活習慣病胎児期発症説の参考例】

腎臓には「糸球体」と呼ばれるろ過器と「尿細管」と呼ばれる必要なものと不必要なものをふるい分ける細長い管があり、それらを1組にして「ネフロン」と呼んでいます。ネフロンは片方の腎臓に 100 万個、もう片方に 100 万個ありますが、ネフロンが減少すると過剰労働を強いられ腎機能障害が起こりやすくなります。

【膵臓のインスリン 生活習慣病胎児期発症説の参考例】

食事によって血液中のブドウ糖が増えると、膵臓からインスリンが分泌され、血糖値を調整する働きがあります。体内で栄養不足にさらされた胎児は、とりこんだ栄養を節約して使うように体内の代謝系が変わります。少ない栄養でも生きていけるようになり、生まれたあとの栄養状態がよければよいほど、太りすぎや生活習慣病などを起こしやすい体質をもって一生を過ごすこととなります。

○健やか親子21 P40

「健やか親子21」は21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示し、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるために基盤となるものです。

- ① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ② 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- ③ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

の4つを柱としており、21世紀初頭における母子保健の国民運動計画として2001～2014年がその計画期間となっています。平成27年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画（～平成36年度）が始まります。

○全国学力学習状況調査 P40 表1

文部科学省では、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、小学6年生と中学3年生を対象に、全国的に子供たちの学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施しています。

○全国体力、運動能力、運動習慣等調査 P23 図3-10

2008年度より日本全国の小学5年生、中学2年生全員を対象として行われる、スポーツテストのことです。一般には、「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれています。

た行

○デイサービス P52

65歳以上の高齢者を対象に、健康チェック、食事、趣味活動、レクリエーション等を実施し、社会的孤立感の防止や健康増進を図っています。

○低出生体重児 P 27 表 3-17

出生体重 2500g 未満の児。中でも、出生体重 1500g 未満の児を極低出生体重児、1000g 未満の児を超低出生体重児といいます。

○特定健康診査と特定保健指導 P 47 表 1-2

国のメタボリックシンドローム対策の柱として平成 20 年 4 月から、40~74 歳までの医療保険加入者（妊婦などを除く）を対象に導入された新しい健康診断のことです。糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。メタボリックシンドロームの診断基準に沿って、複数のリスクを持つ受診者に対しては、管理栄養士などによる特定保健指導が行われます。

な行

○農業産出額 P 8 図 7

農業産出額は、都道府県を単位としてその年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたものです。（参考：農林水産省、農林水産統計）

は行

○HADANO 子育てあったかめーる P 45 表 1-1

秦野市の 2015 年度新規事業「妊娠・出産包括支援事業」の一環として始められた取り組みで、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことが目的の配信メール。

○秦野市ごみ処理基本計画 P 42 表 3

本市では、平成 18 年に現在の「秦野市ごみ処理基本計画」を策定し、基本方針や数値目標を設定することにより、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの発生や排出の抑制や資源化の推進に取り組んできています。

○はだの食育通信 P 46

本市で行われている食育の地域情報誌で、年 2 回発行しています。食育キャラクターポンチーヌと一緒に楽しい食育の取り組みなど「はだの食育通信」で紹介しています。

○秦野市都市農業振興計画 P 4 1 表 2

農業の特徴でもある多様な農産物の供給と多面的な機能を将来にわたり維持するため、農業者、市民関係団体及び行政がそれぞれ役割分担しながら、農業・農地がもたらす恵みを生かしたまちづくりの指針として策定されています。

○秦野優良農産物等登録認証制度 P 5 8 表 3-1

市が、安全・安心の農産物生産や秦野の農産加工品のブランド化推進を目的に始めた制度です。

○BMI 指数（ボディ・マス・インデックス） P 2 4

成人の体格判定に用いられる国際的な肥満度を測る指数です。

$$\text{BMI 指数} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

医学的にも最も病気が少ない数値として 22 を標準とし、18.5 未満をやせすぎ、25 以上は肥満として示されます。

○BMI にあった妊娠中の望ましい体重増加量 P 6 3

厚生労働省「妊産婦の食生活指針」に望ましい体重増加量が示されています。

妊娠中の望ましい体重増加量は、妊娠前の体型によっても異なります。

| 体格区分 | BMI | 推奨体重増加量 |
|---------|-----------------|--------------|
| 低体重（やせ） | 18.5 未満 | 9 ~ 12 kg |
| ふつう | 18.5 以上 25.0 未満 | 7 ~ 12 kg |
| 肥満 | 25.0 以上 | 個別対応（主治医の指示） |

○母子保健コーディネーター P 4 5

妊婦が安心して出産、子育てに臨めるよう相談に応じ、妊娠届出時から出産後も切れ目のない支援を行う助産師等を言います。

ま行

○満期産（正期産） P 2 7

在胎 37 週以上より 42 週未満（すなわち 37 週目から 41 週 6 日まで）での出産のことをいいます。在胎 37 週未満の出産を早（期）産、在胎 42 週以上の出産を過期産といいます。

○水無川マラソン P 1 4

秦野市が毎年 12 月に開催している全国から多くのランナーを募って開催するマラソン大会です。

○メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群） P 19

内臓脂肪型肥満やこれに加え、高血糖、高血圧または脂質代謝異常を重複して発症している状態をいいます。

○免疫力 P 23

からだが自己にとって健全な成分以外のものを識別して排除する防衛機構のことです。感染症などに一度かかると、二度目は軽くすんだり、まったくかからなくなったりすることをいいます。

顆粒球、マクロファージ、樹状細胞、リンパ球（T細胞とB細胞）などがあげられます。顆粒球、T細胞、B細胞は血液中を流れていて、まとめて白血球と呼ばれます。免疫細胞は赤血球や血小板とは見た目も働きも全く違いますが、同じ血液細胞の仲間です。

これらの血液細胞はすべてが同じ造血幹細胞からつくられます。

造血幹細胞は、胎児のときは肝臓に、生まれてからは骨髄にあります。T細胞だけは胎児期も、生まれてからも胸腺という臓器でつくられます。胸腺というのはT細胞をつくるためだけにあるといってよい臓器で、心臓の少し上にあって、ヒトの場合は子供の頃に一番大きくなり、思春期以後年齢とともに小さくなっていきます。

免疫の働きは、沢山の細胞の共同作業によるものです。

ら行

○ライフイベント P 23

人の一生涯ではいろいろなことが発生します。これらを「ライフ・イベント」と呼んでいます。ライフ・イベントとしては ・誕生 ・就学・就職、・結婚・出産・子育て・教育・リタイア ・死 というものが挙げられます。

○緑黄色野菜 P 24

主にカロテンを多く含む野菜。文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会が作成する「日本食品標準成分表 2016（七訂）」では、可食部 100g あたりのカロテン含有量が 600 μ g 以上のものをさします。成分表によると、カロテン含有量が多いもの（3000 μ g 以上）には、シソ（葉）、パセリ、ニンジン、ホウレンソウ、アシタバ、シュンギク、コマツナ、ニラ、オカヒジキなどがあります。

第2次はだの生涯元気プラン
(秦野市食育推進計画)

平成28年(2016年)3月発行

編集発行 秦野市 こども健康部 健康づくり課
親子健康担当

神奈川県秦野市緑町16番3号

TEL 0463-82-9604 (直通)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>